

○米子市議会議員の行政視察等の手続等に関する要綱

(平成18年6月27日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、米子市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年米子市条例第207号）別表に規定する現地調査、行政視察、要請活動若しくは陳情活動の実施又は同表に規定する研修会若しくは各種会議への参加（以下「行政視察等の実施等」という。）に当たっての手続その他必要な事項を定めるものとする。

(計画の届出)

第2条 議員は、行政視察等の実施等を計画したときは、その出発日の7日前までに、行政視察等計画書（別記様式第1号）を、議長に提出するものとする。

2 前項の場合において、同一の会派に所属する2人以上の議員による同一の行政視察等の実施等にあつては、そのうちの1人の議員が代表して、同項に規定する手続を行うものとする。

(報告書の提出)

第3条 議員は、行政視察等の実施等を終えた後7日（本会議及び委員会の開催日並びに米子市の休日を定める条例（平成17年米子市条例第4号）第2条第1項に規定する市の休日を除く。）以内に、行政視察等報告書（別記様式第2号）を、議長に提出するものとする。行政視察等の実施等を中止した場合も、同様とする。

2 前項後段の場合においては、同項前段の規定により提出する報告書にその理由を明記しなければならない。

3 行政視察等の実施等において、その内容が前条第1項の規定により提出した計画書の内容と異なることとなったときは、第1項前段の規定により提出する報告書にその理由を明記しなければならない。

4 前条第1項後段及び第2項の規定は、第1項の規定による報告書の提出についても、適用する。

(規定外事項)

第4条 この要綱に定めるもののほか、行政視察等の実施等に当たっての手続その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、米子市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成24年米子市条例第38号）第1条の規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から平成25年3月31日までの間におけるこの要綱による改

正後の米子市議会議員の行政視察等の手続等に関する要綱第1条の規定の適用については、同条中「米子市議会政務活動費の交付に関する条例」とあるのは、「米子市議会政務調査費の交付に関する条例」とする。

附 則

この要綱は、米子市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成26年米子市条例第13号）の施行の日（平成26年7月1日）から施行する。

様式第2号（第3条関係）

行政視察等報告書

年 月 日

米子市議会議長様

(会派の場合)

会派名

代表者氏名

㊞

提出者氏名

㊞

(議員の場合)

議員名

㊞

下記のとおり報告します。

記

項 目	<input type="checkbox"/> 現地調査 <input type="checkbox"/> 行政視察 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動 <input type="checkbox"/> 研修会への参加 <input type="checkbox"/> 会議への参加
参加者
期 日	年 月 日から 年 月 日まで
〔概 要〕(年月日・場所・内容)	
.....	
〔所 感〕	
.....	
経 費	旅 費 @ 円× 人 = 円
	その他 @ 円× 人 = 円
	合 計 円